

労働関係講座

「労働者派遣『2009年問題』(派遣期間満了の問題)への対応」

第一芙蓉法律事務所 弁護士 木下潮音氏

適正でないクーリング期間とは

派遣先で直接雇用に切替えてからの3ヶ月を過ぎた後にまた派遣労働者とすることを予め派遣先と合意している、もしくは派遣労働者への説明において明らかにしている場合等には、その3ヶ月間はクーリング期間とみなさず法違反となる、としている。

この他にも例えば、これまで派遣会社が派遣社員に提供していた社宅や送迎等について、直接雇用のクーリング期間後も派遣当時と同様のこれらの管理(サービス)等を継続して受けているようなことも適法なクーリングと認められない。実際、派遣会社からこういった提案が増加している。

また適法なクーリングとされるには、少なくとも人が入替わることが原則になるであろう。



質疑では、以下具体的実務の質問が多くあった。

- ・ 派遣社員を指揮命令者と班が同じで違う製品を作る現場に移しても、同一業務としてクーリング期間として認められない。
- ・ 工場が有機的一体的なひとつの製造ラインになっている場合も、工場単位で同一業務とされる場合がある。(事業所が違えばOK) など

(文責 事務局)